

## 精神医療国賠訴訟を応援します

- |                           |                            |                          |
|---------------------------|----------------------------|--------------------------|
| 秋山 博子 (焼津市議)              | 金杉 和夫 (精神科医)               | 中川 実 (精神科医・愛知)           |
| 阿部 裕 (四谷ゆいクリニック・精神科医)     | 金嶺 博 (プロギャングラー学習塾長・三重県)    | 西村 円 (東京都)               |
| 新井 満 (編集制作者・鶴ヶ島市)         | 北林 和夫 (精神科医・千葉)            | 野川 義秋 (埼玉に夜間中学を作る会代表)    |
| 石井章太郎 (NPO わくわく・PSW)      | 木本 明 (東京家政学院大学教授)          | 野田 正彰 (精神科医関西学院大学)       |
| 石田 雄 (東大名誉教授)             | 桐原 尚之 (青森ヒューマンライツリカバリー・青森) | 橋本 久雄 (小平市議)             |
| 石橋 悟朗 (NPO わくわく・PSW)      | 工藤紀美子 (看護師・大分)             | 長谷 一雄 (弁護士)              |
| 磯村 大 (精神科医)               | 児玉 純三 (まきび病院看護師・岡山)        | 長谷川敬祐 (弁護士)              |
| 市川 明美 (PSW 新潟)            | 小林 繁 (明治大学教授)              | 長谷川 唯 (日本学術振興会特別研究員・京都)  |
| 伊藤 哲寛 (精神科医・北海道)          | 小峰 盛光 (当事者)                | 花岡 正憲 (精神科医)             |
| 伊東 裕子 (詩人)                | 小宮 裕美                      | 花崎恵美子 (スクールソーシャルワーカー・長野) |
| 今井 康雄 (日本女子大学教授)          | (元カルフォルニア工科大学学者+サバイバー)     | 東谷 幸政 (精神国賠事務局長・長野)      |
| 岩本 理恵 (佐賀市)               | 坂本久美子 (看護師)                | 広瀬 隆士 (三好クリニック心理・横浜)     |
| 内田 ボブ (歌手)                | 佐久間京子 (保健師・福島)             | 廣田 珠美 (岡山市)              |
| 生方 卓 (明治大学教員・東京都)         | 里見 勉 (新座市)                 | 福岡 安則 (埼玉大学名誉教授)         |
| 梅本 和正 (言語聴覚士・群馬大付属病院)     | 嶋田 博之 (慶應義塾大学医学部・精神科医)     | 古屋 龍太 (日本社会事業大学大学院教授)    |
| 大石 和央 (農業・牧之原市議)          | 杉山恵理子 (明治学院大学教授)           | 堀部 正 (ほっとスペース八王子・原告)     |
| 太田 JIRO (歌手)              | 高木 俊介 (精神科医 ACT - K・京都)    | 三浦 万季 (看護学生)             |
| 大平 雄介 (弁護士)               | 高橋 光利 (編集者・埼玉)             | 三好とよみ (保育士・大分)           |
| 岡垣 豊 (弁護士)                | 高山千代美 (声楽家・横浜市)            | 守屋 昭 (精神科医・岡山)           |
| 奥村 信幸                     | 谷野 汐里                      | 森山 公夫 (精神科医)             |
| (PSW・精神保健福祉ボランティア・埼玉県三芳町) | (シドニーこころクリニック・臨床心理士)       | 山本 誠 (PSW・八王子)           |
| 織田淳太郎 (ノンフィクション作家)        | 月崎 時央 (ライター)               | 中村 正利                    |
| 小野 瑛子                     | 遠野みどり (長野県大鹿村)             | (故人・精神病院はいらない連続講座同人)     |
| (福島被曝者援護法を作る会代表・千葉)       | 富沢 淳一 (スペース楽2施設長・PSW)      |                          |
| 加藤 房子 (PSW・神奈川)           | 内藤 隆 (弁護士)                 | (賛同・応援人募集中 2016年1月31日現在) |

# 精神医療 国家賠償請求訴訟 原告募集

## 精神医療の現状と 長期入院を問う



**事務局・相談面接  
連絡先**  
〒206-0801 東京都稲城市大丸60-11 サンパレス1F NPO 法人わくわく内  
電話：090-8818-8268 メール：higashitani1211@docomo.ne.jp  
〒399-0102 長野県諏訪郡富士見町落合3762-19 FREE BIRD  
精神医療国家賠償請求訴訟研究会 事務局長 東谷 幸政

**入会金・会費  
振込先**  
入会金 3000円 会員会費= 3000円(年間) 賛助会費= 2000円(年間)

ゆうちょ銀行口座

口座名：セイシンコクバイケン

口座番号：記号11180 普通預金 NO. 36908981

ゆうちょ銀行以外から

【銀行名】ゆうちょ銀行【金融機関コード】9900【店名】一一八(読み イチイチハチ)

【店番】118【預金種目】普通預金【口座番号】3690898



**精神医療国家賠償請求訴訟研究会**  
(略称：精神国賠)



# この国の精神医療を変えるために。

## 原告募集基準と条件

### 募集基準

- ① おおむね 1 年以上の継続した入院歴のある方（入院形態は問いません）
- ② 日本の精神医療を良くしたいという意思のある方

### 募集条件

- ① 研究会の会員になること。入会金は 3000 円です。年会費も 3000 円です。
- ② 退院後、3 年を経過していると時効という、法律上の規定を理由に敗訴する可能性があることを理解していただくこと。

※私たちは裁判を起こすにあたり、できるだけ多くの皆様のご経験を聞かせていただきたいと考えております。原告となることまでは考えられなくても、ご自身の被害経験から、この国の精神医療を変えたいというお気持ちがある方は、まずはお話を聞かせください。同様に、ご家族の方のお話もお待ちしております。

## 精神国賠研究会 規約

### 第 1 条（名称）

この会の名称を「精神医療国家賠償訴訟研究会」（略称：精神国賠研）とします。

### 第 2 条（目的）

この会の目的は、我が国の精神医療の現状を変えるための国家賠償請求訴訟についての研究を行うこと、及び、裁判闘争の遂行です。

また、目的の遂行に必要な懇親会やレクリエーションなどの交流事業を行うことがあります。

### 第 3 条（会員）

会員は、この会の目的に賛同し、規約によって定められた入会費と年会費を納めた者となります。

現在の入会費は 3000 円、年会費も 3000 円です。

### 第 4 条（事務局）

この会の所在地を、〒 206-0801 東京都稲城市大丸 60-11NPO 法

人わくわくに置きます。

この会の事務局員として、事務局長、会計責任者、メーリングリスト管理者、ホームページ管理者、その他必要に応じた事務局員を置くこととします。

なお、この会の連絡先については、下記のとおりとします。

### 記

住 所 〒 399-0102 長野県諏訪郡富士見町 落合 3762-19FREE BIRD 東谷幸政

電 話 090-8818-8268

メール higashitani1211@docomo.ne.jp

### 第 5 条（メーリングリストへの入会）

会員は、希望により、この会のメーリングリストに加入することができます。

### 第 6 条（退会）

会員の退会は、口頭もしくは文書にて退会を事務局に申し出ることにより、退会することができます。この場合、入会費及び年会費の

返金はいたしません。

### 第 7 条（除名）

会員が、次に該当するときは、除名されることがあります。

(1) 事務局から催促されたにもかかわらず、年会費を納めない場合

(2) 本会の名誉を傷つける行為または本会の運営を妨害する行為をしたときで、事務局から注意を受けたにもかかわらず、これを止めない場合

### 第 8 条（会計及び活動の年度）

2013 年 1 月の会の発足にあわせて、毎年の年度活動を 1 月 1 日から 12 月 31 日までとします。

毎年 2 月の例会を総会とし、会計状況の報告と事務局の改選を行います。

附則：この規約の発効は 2015 年 11 月 28 日からとします。



## 堀部 正さん（八王子）

人生にとって大切な 30 代を精神病院で過ごさなければならなかったのは、とても残念です。長期入院になりすぎて、退院を怖くなった仲間もいました。

このような現状を変えるために立ち上がりました。

## A さん（多摩市）

長期の入院を強制されて、多くの薬を大量に飲まされて、副作用に苦しめられました。主治医に訴えても、まともに聞いてもらえずに、ばかにする態度でした。人権が無視されたままの現状を変えて、僕のような思いをする人が出ないようにと、原告になることを決めました。

## 精神医療国賠訴訟の会とは？

わが国の精神医療は入院医療に大きく依存しており、医療費のほとんどが私立精神科病院で使われています。入院医療の質はたびたび国際機関から批判声明が出されるほど、国際水準から見て劣悪といえます。私たちはこの現状を変えるために、国の不作為責任を司法の場で問い、精神医療を抜本的に改革する方向転換をめざしています。この会は、2013 年 1 月に結成され、精神医療・福祉従事者、弁護士、ジャーナリスト、大学研究者、当事者、家族で、毎月の例会・研究会を開いてきました。現在は、裁判のための法理論構成と歴史の検証に重点を置いて研究活動をしております。

## 世界の主流は地域精神医療

たとえば、カナダのバンクーバーは、世界でも先進的な精神医療を実践している地区です。平均の入院期間が 1 週間から 10 日で、日本のような超長期入院の方は、ほとんどいません。多剤大量療法といわれる、日本の精神医療を特徴付ける薬漬けもありません。重い精神障害をもっていても、ケアチームによる自宅への出張サービスが受けられ、ひとりひとりが地域社会のなかで生き、人生が尊重されています。イギリスやイタリアをはじめとする欧米各国も、このような地域ケアシステムが出来上がっています。すでに世界の趨勢は地域でのケアが当たり前で、医療と生活、人権の尊重がバランス良くシステム化されています。

## 人権が尊重されない日本の精神医療

しかし、日本の現状はどうでしょうか。相変わらず、薬漬けにより当事者は苦しめられ、慢性化して閉鎖病棟に長期間閉じ込められています。病気は治っているのに、地域での支援が無いために入院を継続している社会的入院者が数万人おり、毎年 2 万人を超える方々が精神科病棟内で亡くなっています。退院後の生活を支えるグループホームの数も多様性も全く足りません。不当な入院継続などを審査する精神医療審査会制度もほとんど機能していません。人権の尊重には未だに遠い現状です。

## なぜ、変わらないのか？

閉じ込めるだけの精神医療は施設症を産み、むしろ有害であることが世界の常識です。繰り返し、国連や WHO、国際法律家委員会などからも、日本政府に批判や改善勧告が出されていますが、状況は変わりません。それは、日本の精神科病院の 9 割が民間であり、営利を追求せざるを得ないためです。利益確保のために、退院よりも入院患者でベッドを埋めることを選ぶ病院経営が常態化しています。

この改革に、厚労省は斬り込めていません。当事者の家族にとっては、公的な支援が乏しいために病院が必要とされ、当事者にとっては利用できる地域資源が乏しいために病院に頼るしかないのが日本の現状です。この構造を抜本的に変える必要があります。

## 国家賠償請求訴訟が必要です。

この国の精神医療を抜本的に変えるために、国の不作為を追及する国家賠償請求訴訟を提起したいと考えています。私たちのアクションに賛同して頂ける方々のご支援とご協力を心よりお願い申し上げます。